



No.615  
3 分間  
税ミナール  
令和6年6月5日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平  
〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 定額減税、企業へ給与明細に減税額明記を義務付け

令和6年度税制改正の柱の一つである所得税・個人住民税の定額減税が今年6月から実施されますが、政府は企業に所得税の減税額を給与明細に明記することを義務付けています。手取り額が増えたことを実感してもらう狙いがあるようです。給与を支払う企業や地方自治体にとっては一定の負担が生じますが、政府は理解と協力を求めています。減税額明記の義務付けは、関連する法律の施行規則を本年3月に改正しており、今年6月より施行されます。

定額減税は、納税者(合計所得金額1805万円超(給与収入のみの場合、給与収入2000万円超に相当)の高額所得者については対象外)及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施する、としています。例えば、夫婦と子供2人の4人世帯であれば計16万円が減税されます。

会社員などの給与所得者であれば、令和6年6月1日以降最初に支払いを受ける給与等(賞与を含む)から、源泉徴収されるべき所得税の額から特別控除相当額を控除しますが、控除しきれない分は翌月以降に繰り越して順次控除します。個人住民税は、令和6年6月分は特別徴収されず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を7月から令和7年5月までの11ヵ月間、均等に減税分を引いた税額が毎月徴収されます。例えば、4人家族で年間の住民税支払額が10万円の場合、減税される4万円を控除した6万円が住民税の支払総額となり、この6万円を11ヵ月で割った5454円が来年5月まで毎月徴収されることとなります。

定額減税の政策目的は「目に見える形で可処分所得を伸ばし、デフレマインドの払しょくの実現につなげる」とのことですが、効果の迅速性や現金給付と比べて減税は実感が湧きにくいなどの観点から、景気浮揚につながるかは不透明だとみられています。

